

## 第7章 推進体制、計画の進行管理

---

### 1 推進体制

計画の取り組みは、行政においては福祉のみならず保健、教育、建設、防犯、雇用など幅広い分野にわたります。庁内関係部署間の密接な連携を図り、国・県や関係機関とも連携しながら進めます。また、行政だけの取り組みには限界があり、家庭、地域、団体、企業と一体となった取り組みを進めることが必要となりますので、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

#### (1) 庁内推進体制

福祉課、保健センター、学校教育課、社会教育課の4課で設置している子ども・子育て調整会議で着実な計画実現に取り組みます。

#### (2) 計画の周知

本計画の市民への周知を図るために、市の窓口やホームページで計画書を公表します。また、子ども・子育て支援行動計画の内容をわかりやすく記載したパンフレットを配布します。

### 2 計画の進行管理

#### (1) 取り組みの評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子ども・子育て会議において進捗状況・達成状況の評価を行うとともに、以後の計画推進の課題等について検討します。

#### (2) 実施状況等の公表

計画の進捗状況や事業の実施状況、評価・検証の結果については、市のホームページ等に掲載し、市民への周知に努めます。

### 3 計画の見直し

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間について定めた計画です。社会情勢の変化により、計画に定める量の見込みや確保方策が変動することが考えられます。毎年の評価と併せて、必要に応じて計画の見直しを行います。